

刑事手続のIT化について

日本弁護士連合会

経緯

- 令和2年7月17日閣議決定
 - ・成長戦略フォローアップ
 - ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
- 令和3年3月～令和4年3月（予定）
法務省「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」

検討会における論点項目

- 1 書類の電子データ化、発受のオンライン化
 - (1) 書類の作成・発受
 - (2) 令状の請求・発付・執行
 - (3) 電子データの証拠収集
 - (4) 閲覧・謄写・交付
 - (5) 公判廷における証拠調べ
- 2 捜査・公判における手続の非対面・遠隔化
 - (1) 取調べ等
 - (2) 被疑者・被告人との接見交通
 - (3) 打合せ・公判前整理手続
 - (4) 証人尋問等
 - (5) 公判期日への出頭等
 - (6) 裁判員等選任手続
 - (7) 公判審理の傍聴
- 3 その他

証拠開示

- 1 現状
弁護人 紙の証拠は、閲覧+謄写（PDFは不可）
CD-R, DVD-R, BDは複製
被告人 弁護人に紙の証拠を差し入れてもらって、閲覧する
CD-R, DVD-R, BDを再生する機器は利用不可
- 2 意見
弁護人が謄写複製して差し入れるのは、経済的・時間的負担
被告人は、刑事施設内では、電子データを再生できない
→ **電子データの証拠をオンラインで送受信できるようにすべき**
※ダウンロード・印刷等の利用を制限すべきでない
※刑事施設内に被告人が利用可能な機器設備を用意すべき

接見交通

- 1 現状
原則 面会のみ
例外 電話による外部交通（弁護人のみ）
※ごく一部の刑事施設のみ
※事前予約・時間制限あり（15～20分）／秘密性なし
- 2 意見
逮捕後、直ちに弁護人の援助を受ける権利の保障
逮捕段階の被疑者国選弁護制度の実現
→ **電話又はビデオリンク方式による接見を実現すべき**
※場所の限定なし／事前予約・時間制限なし／秘密性あり